

○盛土規制法の区域指定日前後における建築確認申請に関する留意事項

令和7年5月
長崎県土木部建築課

	規制区域指定 盛土規制法適用開始【R7.5.23】	盛土規制法 の適合確認	留意点
①	確認申請 □ 確認済証 ■ 着工 ★	完了検査申請 ◇ 検査済証 ◆ 確認：審査しない 検査：審査しない	
②	確認申請 □ 確認済証 ■ 計画変更 ○ 着工 ★	確認済証 ● 確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：審査しない	
③	確認申請 □ 確認済証 ■ 着工 ★	完了検査申請 ◇ 検査済証 ◆ 確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：審査しない	
④	確認申請 □ 確認済証 ■ 計画変更 ○ 着工 ★	完了検査申請 ◇ 検査済証 ◆ 確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：審査する	・盛土規制法の区域指定日である令和7年5月23日以降に造成に着手する工事は、建築基準法関係規定として盛土規制法への適合確認が必要になる。 ・計画変更がある場合は、確認審査の際に「盛土規制法の規定に適合することを証する書面」※の提出が必要になる。 ・計画変更がない場合、完了検査の際に「盛土規制法の規定に適合することを証する書面」の提出が必要になる。
⑤	確認申請 □ 確認済証 ■ 着工 ★	完了検査申請 ◇ 検査済証 ◆ 確認：審査する 検査：審査する	・盛土規制法の区域指定日時時点で審査中のものは、建築基準法関係規定として盛土規制法への適合確認が必要になる。確認申請において、「盛土規制法の規定に適合することを証する書面」の提出が必要になる。
⑥	確認申請 □ 確認済証 ■ 着工 ★	完了検査申請 ◇ 検査済証 ◆ 確認：審査する 検査：審査する	

※盛土規制法の規定に適合することを証する書面とは、以下の通り。

①許可、届出が必要な場合・・・当該許可書、届出書の写し

②盛土規制法の許可、届出が不要な場合・・・

盛土規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書を添付する。

※ただし、令和7年5月23日以降に造成行為（切土及び盛土）を一切行わない場合、または敷地面積の合計が500㎡以下かつ高さが2m以下であって、造成行為をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない工事である場合は、原則、自己申告シートを証明書に代えて添付する。

※詳細については、建築基準法または盛土規制法の所管部署に事前にご相談ください。

※長崎市、佐世保市においては、独自に取り扱いを定めている場合があるため、各市にお問い合わせください。

※盛土規制法の許可、届出等の手続きについては、許可申請等の手引きをご確認ください。[（許可申請等の手引等（令和7年3月28日公表） | 長崎県）](#)